

京都府警察学校規程

[最終改正 令和 7. 3. 19 京都府警察本部訓令第 8 号]

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 入校等（第 4 条－第 6 条）
- 第 3 章 学生心得、学級編成等（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 試験等及び卒業（第 9 条－第 13 条の 2）
- 第 5 章 休学、処分等（第 14 条－第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 京都府警察学校（以下「学校」という。）の運営は、警察教養規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 3 号）、警察教養細則（平成 13 年警察庁訓令第 4 号）、京都府警察教養規則（昭和 30 年京都府公安委員会規則第 4 号）及び京都府警察の教養に関する訓令（平成 13 年京都府警察本部訓令第 25 号。以下「教養訓令」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（実践的な教養の推進）

第 2 条 警察学校長（以下「校長」という。）は、適正に職務を遂行するために必要な実践的な教養を推進するため、視聴覚教材その他の教材を活用し、実際の事例又は想定事例に関する演習を積極的に取り入れるなど、効果的かつ効率的な方法による教育訓練の推進に努めなければならない。

（教官会議）

第 3 条 校長は、特に重要と認められる校務については、教官会議を開催し、その意見を徴してこれを行うものとする。

第 2 章 入校等

（入校）

第 4 条 学校への入校は、警察本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

（入校の免除等）

第 5 条 本部長は、警察官の経験を有する者に対しては、その警察官の経験の期間等に応じて、初任科及び初任補修科の入校を免除し、又は教養期間を短縮し、若しくは教授科目の一部を省略することができる。

（全寮制）

第 6 条 学生は、原則として、学校内に寄宿（全寮制）するものとする。

第 3 章 学生心得、学級編成等

（学生心得）

第 7 条 学生は、校長が定める学生心得に従わなければならない。

（学級編成等）

第 8 条 学級編成、自治活動、寮当番等に関し必要な事項は、校長が定める。

第4章 試験等及び卒業

(試験等)

第9条 校長は、初任科、初任補修科及び一般職員初任科の課程の学生について、教養効果を測定するため試験及び勤務考査（以下「試験等」という。）を行うものとする。

2 校長は、前項の課程以外の課程の学生について、必要に応じて教養効果の測定を行うことができる。

(試験等の内容)

第10条 試験は、教授科目のうちから校長が定めたものについて、随時又は卒業の際にこれを行い、勤務考査は、操行、勉学の態度、服務の状況等について考査するものとする。

2 試験は、原則として1科目 100点をもつて満点とし、各科目満点の5割以上の点数を合格とする。

3 校長は、前項の合格点に達しなかつた場合は、再試験を実施し、なお前項の合格点に至らず成業の見込みのないと認める学生については、退校させることができる。

(卒業)

第11条 校長は、初任科、初任補修科及び一般職員初任科の課程を修了した者には卒業証書（様式第1号）を、巡査部長任用科、警部補任用科及び一般職員現任補修科の課程を修了した者には修了証書（様式第2号）を、初任科課程の皆勤者には皆勤証書（様式第3号）をそれぞれ授与する。

(表彰)

第12条 校長は、評価の結果、初任科、初任補修科及び一般職員初任科の課程における修業成績が特に優秀な学生については、本部長に表彰を上申（監察官室長経由）するものとする。

2 校長は、評価の結果、修業成績が優秀又は優良な学生に対しては、優等（努力）賞（様式第4号）を授与することができる。

(学籍簿)

第13条 校長は、初任科、初任補修科及び一般職員初任科の課程の学生の卒業の際に京都府警察情報管理システムによる学籍簿管理システムを運用して電子的に管理する学生の氏名、生年月日、修業成績等に関する学籍簿を作成し、保管するものとする。

2 学籍簿の保存期間は、当該職員が退職するまでの間とする。

(効果測定等)

第13条の2 校長は、巡査部長任用科及び警部補任用科の課程の学生について、教養効果の測定結果を得たときは、その学生の配置所属の長に通知することができる。

2 校長は、前項の学生の成績、賞罰等教養推進上参考となる資料を保管しなければならない。

第5章 休学、処分等

(休学等)

第14条 学生は、病気その他により休学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、所定の教養期間の3分の1の期間を超えることができない。

3 校長は、前項の期間を経過し、なお休学を続け成業の見込みがないと認める学生については、退校させることができる。

(処分)

第15条 校長は、入校中に成業の見込みがないと認める学生に対し退校処分を、警察学校の規律を乱し、その他学生としてふさわしくない非行があつた学生に対し、情状により、退校、謹慎又は訓戒の処分を行うことができる。

2 校長は、前項の謹慎については、2週間を超えない範囲内において必要と認める期間、授業を停止し、及び学生寮等において謹慎させるものとする。

(処分の手続)

第16条 第10条第3項、第14条第3項及び前条の処分をしようとするときは、教官会議に諮り、その意見を徴してこれを行うものとする。この場合において、退校処分については、あらかじめ本部長にその旨を報告して承認を受けなければならない。

2 前項の教官会議には、本人又は学生の代表者を出席させ、処分についての意見を述べさせることができる。

3 前条の処分は、書面又は口頭で本人に示達した上でこれを行う。

(報告、通報)

第17条 校長は、処分をしたときは、直ちに本部長に報告するとともに、学生が所属する所属の長に通知しなければならない。

(採用時教養)

第18条 この訓令に定めるもののほか、採用時教養の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日からこれを施行する。

(様式省略)